



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年10月1日
以降始期用

マンション管理組合のための 住まいの保険 ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

- ご契約にあたりこの冊子をご一読いただき内容をよくご確認いただきますようお願いいたします。
また、保険証券と同様大切に保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
- 「マンション管理組合のための住まいの保険」は、2021年1月1日以降を始期日とするマンション総合保険のペットネームです。

事故受付
センター

詳細は、巻末をご参照ください。



「フリーダイヤル」
☎ 0120-720-110



04.10

K才2

To Be a Good Company
東京海上日動

● 特にご注意いただきたいこと ●

共通項目

- 保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。
- ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。
- 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- 申込書等に☆や★のマークが付いている事項は、ご契約に関する重要な事項です。これらの記載内容が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。(マンション総合保険普通保険約款第2章第1節第1条・第5節第3条→27・33ページ)

地震保険について

- 「マンション管理組合のための住まいの保険」では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害については保険金をお支払いしません。また、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いしません。
これらの損害を補償するには、「地震保険」をご契約いただく必要がありますのでご承知おきください。
- 「マンション管理組合のための住まいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかつた場合でも、「マンション管理組合のための住まいの保険」の保険期間（ご契約期間）の中途から（ただし、東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときから一定期間を除きます。）地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、代理店または弊社までご連絡ください。
- 損害保険会社の経営が破綻した場合でも、地震保険は、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返れい金の全額が補償されます。

● 目 次 ●

クーリングオフ

クーリングオフ（クーリングオフ説明書）	3
---------------------	---

マンション管理組合のための住まいの保険

I お支払いする保険金の概要一覧	5
II 共用部分の範囲	8
III ご契約後にご注意いただきたいこと	8
IV 事故が起こった場合の手続き	8

地 震 保 険

I 地震保険の内容	9
1. 地震保険の対象	
2. 地震保険の補償内容	
3. 保険金をお支払いしない主な場合	
II 損害の認定基準について	11
III ご契約時にご注意いただきたいこと	14
1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について	
2. 地震保険の保険期間について	
3. セットで契約するマンション管理組合のための住まいの保険との関係	
4. 対象となる建物の構造と所在地について	
IV 地震保険の割引制度について	15
1. 免震建築物割引	
2. 耐震等級割引	
3. 耐震診断割引	
4. 建築年割引	
V ご契約後にご注意いただきたいこと	17
VI 事故が起こった場合の手続き	18
VII 保険金をお支払いした後のご契約	18
VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	18
IX マンション管理組合のための住まいの保険の保険期間の中途中で地震保険のご契約をご希望される場合	19

マンション総合保険普通保険約款と特約

マンション総合保険普通保険約款	20				
特約						
(特約の正式名称)	(保険証券上の表示)	(申込書等における表示(例) [※])				
建物管理賠償責任補償特約	建物管理賠償責任補償特約	建物管理賠償責任	43
設備損害補償特約	設備損害補償特約	設備損害補償特約	48
個人賠償責任補償特約（包括契約用）	個人賠償責任補償特約（包括用）	個人賠償責任包括	48
賠償事故解決に関する特約（個賠包括用）	賠償事故解決（個賠包括用）	事故解決個賠包括	55
災害緊急費用補償特約	災害緊急費用補償特約	災害緊急費用補償	59
水濡れ原因調査費用保険金不担保特約	水濡れ原因調査費用不担保特約	水濡れ原因調査X	59
臨時費用補償特約	臨時費用補償特約	臨時費用補償	59
臨時費用保険金の火災のみ補償特約	臨時費用火災のみ補償特約	臨費火災のみ	60
管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約	管理組合役員賠償・紛争解決特約	管理組合役員賠償	60

※これと異なる表示を行う場合があります。

地震保険普通保険約款

地震保険普通保険約款	70
------------	-------	----

マンション管理組合等、法人または法人でない社団等によって締結されたご契約はクーリングオフの対象とはなりませんのでご注意ください。

クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約（クーリングオフ）を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。弊社宛に必ず郵便（消印有効、普通便可）または弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）経由（発信日有効）で通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

〈記入例〉

下記の保険契約を クーリングオフします。 申込人住所 氏名 (印) 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日： ・保険種類：マンション 管理組合のため の住まいの保険 ・証券番号： ・ご契約の営業店： ・ご契約の代理店：	<p>郵便はがき 812-8684</p> <p>□</p> <p>東京海 上 クーリング オフ受付係 行</p> <p>大福岡市博多区御供所町3-21 事務海ア 上りビ 動ソ ア スセ ンタ 221 階</p>
--	--

【クーリングオフできない場合】

- ・保険期間が1年または1年に満たないご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
(保険金請求権に質権が設定されたご契約等) 等

マンション管理組合のための住まいの保険

「マンション管理組合のための住まいの保険」は、2021年1月1日以降を始期日とするマンション総合保険（正式名称）のペットネームです。適用される普通保険約款は「マンション総合保険普通保険約款」となります。

I お支払いする保険金の概要一覧

「マンション管理組合のための住まいの保険」でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金等が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細はご契約の代理店または弊社にお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者（補償を受けられる方）の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

お支払いする保険金	概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	約款の参考ページ
-----------	---	----------

普通保険約款でお支払いする保険金

① 損害保険金	a. 火災	火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	P.21-22 ·23
	b. 風災	風災、雹災、雪災によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	c. 水災	水災によって、保険の対象である建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	d. 盗難	盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	e. 給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備に生じた事故または建物内の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	f. 車両または航空機の衝突等	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	g. 建物の外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の衝突等によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	

h. 騒擾または労働争議等	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
i. 破損等	上記a.~h.以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
②損害拡大防止費用保険金 ^(*)1)	「a.火災」の事故が生じた場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤等のためかえ費用等）に対して保険金をお支払いします。
③請求権の保全・行使手続費用保険金 ^(*)1)	事故が発生した場合で、他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して保険金をお支払いします。
④失火見舞費用保険金	保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等の第三者の所有物に損害を与えた場合に、第三者への見舞費用に対して保険金をお支払いします。
⑤水濡れ原因調査費用保険金	保険の対象である建物において、漏水、放水等による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に要する必要かつ有益な費用に対して保険金をお支払いします。

建物管理賠償責任補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金

①損害賠償金	被保険者（補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理する施設（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故、または施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害することまたは財物の損壊により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
②その他	「損害防止費用」「請求権の保全、行使手続費用」「緊急措置費用」「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

設備損害補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する保険の対象（保険証券記載の建物の共用部分に収容される区分所有者共有の動産は除きます。）が、電気的または機械的事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いします。
-------	--

個人賠償責任補償特約(包括契約用)をご契約いただいた場合にお支払いする保険金

①損害賠償金	日本国内または国外において生じた、居住用戸室（事務所を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する偶然な事故、または被保険者（補償を受けられる方）のうち居住用戸室に居住している方等の日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
--------	---

(*)1) 損害保険金が支払われる場合が対象となります。

	また、被保険者が日本国内において受託した財物について、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	P.48
②その他	「損害防止費用」「請求権の保全、行使手続費用」「緊急措置費用」「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。	
災害緊急費用補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金		
災害緊急費用保険金	普通保険約款で規定する事故（ご契約内容によって対象となる事故が異なります。）によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたり発生する費用のうち弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「試運転費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」に対して保険金をお支払いします。	P.59
臨時費用補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金		
臨時費用保険金	普通保険約款で規定する事故によって損害保険金が支払われる場合に、損害を受けたため臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。	P.59
臨時費用保険金の火災のみ補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金		
臨時費用保険金	普通保険約款で規定する事故のうち、「火災、落雷、破裂・爆発」によって損害保険金が支払われる場合に、損害を受けたため臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。	P.60
管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約をご契約いただいた場合にお支払いする保険金		
①管理組合役員賠償保険金	被保険者（補償を受けられる方）が管理組合の管理規約およびその他の細則等に規定する業務に係る行為に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害に対して保険金をお支払いします。ただし、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内において行われた場合にかぎります。	
②初期解決費用保険金	被保険者（補償を受けられる方）が管理組合の管理規約およびその他の細則等に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が判明した場合に、被保険者がその解決のために初期解決費用を負担したことにより被った損害に対して保険金をお支払いします。	P.60
③情報漏えい対応費用保険金	情報漏えい事故に起因して被保険者（補償を受けられる方）が事故対応期間内に生じた情報漏えい対応費用を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。ただし、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。	
④紛争解決費用保険金	保険証券記載の建物の区分所有者またはその居住者が管理規約およびその他の細則等に違反したことによる紛争について、被保険者（補償を受けられる方）が、事前に弊社の同意を得て紛争解決費用を負担することにより被った損害に対して保険金をお支払いします。ただし、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。	

II 共用部分の範囲

「マンション管理組合のための住まいの保険」において、「共用部分」とは、管理規約等の特別の約定がないかぎり、建物および建物の付属物のうち「建物の区分所有等に関する法律」に規定する専有部分に属さない部分をいいます。なお、管理規約等で共用部分と規定される管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等その他共用部分となる付属建物がある場合はこれを含みます。

III ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に建物の構造または用途が変更となる場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物等を売却・譲渡等する場合も、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

IV 事故が起こった場合の手続き

この保険で補償する事故が生じた場合は、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険金の請求書等必要な書類のご提出をお願いします。

地震保険

「マンション管理組合のための住まいの保険」には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。

I 地震保険の内容

1. 地震保険の対象（地震約款第4条→72・73ページ）

(1) 対象となるもの（保険の対象）

- ・マンションの共用部分

(2) 対象となるものの範囲

- ・店舗や事務所等の居住の用に供されない戸室の共有持ち分
- ・門、扉、垣以外の屋外設備装置・管理組合の共有動産・マンションの専有部分
　・専有部分の家財・宅配ロッカー内の荷物等
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(*1)
- ・稿本（本等の原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(*1) セットでご契約いただく「マンション管理組合のための住まいの保険」の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

2. 地震保険の補償内容（地震約款第2条・第5条→71・72・73・74・75ページ）

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によってマンション共用部分に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額（ご契約金額）の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	マンション共用部分の地震保険保険金額の全額 [時価限度]
大半損のとき	マンション共用部分の地震保険保険金額の60% [時価の60%限度]
小半損のとき	マンション共用部分の地震保険保険金額の30% [時価の30%限度]
一部損のとき	マンション共用部分の地震保険保険金額の5% [時価の5%限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※地震保険をセットする「マンション管理組合のための住まいの保険」の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部（主要構造部については、11ページのⅡ.損害の認定基準についてをご参照ください。）に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、代理店または弊社にその旨ご相談ください。

※損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」については、11ページのⅡ.損害の認定基準についてをご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2022年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。（地震約款第7条→75ページ）

お支払いする保険金＝全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金× $\frac{12\text{兆円}}{\text{算出保険金総額}}$

（ご参考）

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向か、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

3. 保険金をお支払いしない主な場合（地震約款第3条→72ページ）

マンションの共用部分が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合等には保険金をお支払いしません。

II 損害の認定基準について

9ページの I.2.の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」(*1) (*2)にしたがって、次のとおり行います。

認定の基準 (①、②または③)			
損害の程度	①主要構造部(*3)（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損 (*4)	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	——
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	——
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき

(*1)国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(*2)地震発生時点の基準が適用されます。

(*3)地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

(*4)地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法（非木造建物の場合）】

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4）から部分的被害の損害割合を求めます。

沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建 物 全 体 の 被 害	被 害 の 程 度	損傷割合 (%)
最大沈下量 (沈下とは、建 物が地表面より 沈み込むもの。)	①5cmを超える場合	3
	②～⑩略	5～45
	⑪100cmを超える場合	全損
傾 斜 (傾斜とは、沈 下を伴う傾斜。)	①0.2/100(約0.1°)を超える場合	3
	②～⑦略	5～40
	⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度（物理的損傷割合）	損傷割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します(ただし、最上階は除く。)。
※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれ以下での着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損傷割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損傷割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損傷割合を加えて建物全体の損傷割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁はり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建 物 全 体 の 被 害	被 害 の 程 度	損傷割合 (%)
最大沈下量 (沈下とは、建 物が地表面より 沈み込むもの。)	①10cmを超える場合	3
	②～⑤略	10～40
	⑥40cmを超える場合	全損
傾 斜 (傾斜とは、沈 下を伴う傾斜。)	①0.4/100(約0.2°)を超える場合	3
	②～⑤略	10～40
	⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

	被害の程度	被害の程度（物理的損傷割合）	損傷割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損傷割合を求め、最も大きい損傷割合を部分的被害の損傷割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損傷割合を加えて建物全体の損傷割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損傷割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損傷割合を求めます。ピ

口ティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

III ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

地震保険契約の保険金額（ご契約金額）は、セットで契約する「マンション管理組合のための住まいの保険」の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲で決めさせていただきます。ただし、区分所有者ごとに、建物の専有部分に対してご契約している地震保険契約の保険金額と合算して5,000万円が限度です。

2. 地震保険の保険期間について（地震約款第9条→75ページ）

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時(*1)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(*1) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、「マンション管理組合のための住まいの保険」と同時にご契約いただく場合は、「マンション管理組合のための住まいの保険」と同一の開始時刻となります。

3. セットで契約するマンション管理組合のための住まいの保険との関係（地震約款第22条・第33条→78・81ページ）

(1) 地震保険は、「マンション管理組合のための住まいの保険」にセットして契約します。

(2) セットで契約する「マンション管理組合のための住まいの保険」が保険期間（ご契約期間）の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

4. 対象となる建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

IV

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます（地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。なお、下記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関（*1）により作成された書類（*2）のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）（*3）

- ・①「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）（*4）および②「設計内容説明書」等免震建築物であることが確認できる書類（写）

- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）

（*1）登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）。

（*2）品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります（「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。）。

（*3）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

等

（*4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

割引率	50%
-----	-----

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等

防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）（*1）（*2）（*3）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）（*4）および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）（*2）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）（*3）

（*1）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

等

（*2）以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

（*3）以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

（*4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書等）
- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号

- (*1)) に適合することを地方公共団体、建築士等が証明した書類（写）
(*1)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等公的機関等(*1)が発行(*2)する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）

(*1)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(*2)建築確認申請書（写）等公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

割引適用上の注意

※1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社(*1)」の記載のあるものに限ります。

- (a)保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）、または契約内容確認のお知らせ（写）
 - (b)(a)の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ
- (*1)更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

※2 ※1にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限る）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合(*2)には、上記1.～4. のただし書の資料の提出を省略することができます。

- (*2)地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。

V

ご契約後にご注意いただきたいこと（地震約款第11条・第12条・第13条→75・76・77ページ）

ご契約後に建物の構造または用途が変更となる場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意くだ

さい。

また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物等を売却・譲渡等する場合も、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

VI 事故が起こった場合の手続き

(地震約款第26条・第28条・第29条→79・80ページ)

地震保険で補償する事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険金の請求書等の必要な書類のご提出をお願いします。

VII 保険金をお支払いした後のご契約

(地震約款第32条→80・81ページ)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

(地震約款第14条(2)→77ページ)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更新契約は除きます。）のでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域（2012年4月1日現在）



都 県	市 町 村	
東 京	<村>	新島、神津島、三宅
神奈川	<市>	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄
	<町村>	高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	<市>	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韋嶺、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央
	<町村>	西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	<市>	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野
	<町村>	諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	<市>	中津川
静 岡	全 域	
愛 知	<市>	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手
	<町村>	愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三 重	<市>	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩
	<町村>	桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成24年3月30日付告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。
なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

IX マンション管理組合のための住まいの保険の保険期間の中途で地震保険のご契約をご希望される場合

「マンション管理組合のための住まいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険をご契約いただくことができます（ただし、前記Ⅷの場合を除きます。）ので、ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

マンション総合保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義
ア	屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいいます。
力	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続

		した土地とみなします。
	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
	乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	船舶	ヨット、モーター、ボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
	損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理

		的 existence を失うことをいい、紛失、盜取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。		す。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
		盜難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	
ハ	被保険者	被保険の補償を受けることができる者をいいます。		
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。		
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。		
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。		
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。		
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。		
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。		
	電気的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。		
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。		
シ	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。		
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。		
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。		
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。		
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。		
ヤ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用力カードを含みます。		

第1章 補償条項

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載

している偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(3)に規定する損害に対して、この補償条項および基本条項に従い、第5条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または破裂もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難	④盗難
給排水設備事故の水濡れ等	⑤給排水設備事故の水濡れ等
車両または航空機の衝突等	⑥車両または航空機の衝突等
建物の外部からの物体の衝突等	⑦建物の外部からの物体の衝突等
騒擾または労働争議等	⑧騒擾または労働争議等
破損等	⑨その他偶然な破損事故等

(2) この普通保険約款において、損害とは偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

①	ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
②	(1)に規定する事故が発生し、その後旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
③	(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

損害の種類	損害の説明
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。

害	
② 風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害(*4)をいいます。ただし、建物内部(*5)については、建物の外側の部分(*6)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために生じた損害(*4)に限ります。
③ 水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*7)、落石等の水災によって、保険の対象である建物(*8)が床上浸水(*9)または地盤面(*11)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象について生じた損害をいいます。
④ 盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*12)の損害をいいます。
⑤ 給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*13)に生じた事故または建物内の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは③の損害または給排水設備(*13)自体に生じた損害を除きます。
⑥ 車両または航空機の衝突等による損害	車両(*14)またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑦ 建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物または第2条（保険の対象）(1)に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*7)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等

(⑧)	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*18)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
(⑨)	その他偶然な破損事故等による損害	(1)①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(4) 当会社は、第8条(支払保険金の計算) (3)に規定する費用に対して、第5条(被保険者)に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

① 損害拡大防止費用保険金
② 請求権の保全・行使手続費用保険金

(5) 当会社は、第8条(支払保険金の計算) (5)および(6)に規定する費用に対して、第5条(被保険者)に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

① 失火見舞費用保険金
② 水濡れ原因調査費用保険金

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おののの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行つてもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者は被保険者は、基本条項第3節第1条(事故発生時または損害発生時の義務)の規定に基づく義務を負うものとします。

(*5) 建物内部には、普通保険約款で保険の対象に含まれる共用部分に収容される区分所有者共有の動産を含みます。ただし、軒下に収容されている動産は含みません。

(*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*7) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*8) 建物には、付属建物を含みます。

(*9) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(*10)を超える浸水をいいます。

(*10) 罩敷または板張等のものをいい、土間、

たたきの類を除きます。

(*11) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

(*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*13) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*14) 車両とは、自動車、原動機付自転車(*15)、軽車両(*16)、トロリー・バスおよび鉄道車両をいいます。

(*15) 原動機付自転車とは、125cc以下の総排気量を有する原動機を行い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいいます。

(*16) 軽車両とは、自転車および荷車その人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*17)をいいます。ただし、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*17) そりおよび牛馬を含みます。

(*18) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害が生じる状態であつて、暴動に至らないものをいいます。

第2条（保険の対象）

(1) この普通保険約款において、保険の対象とは、日本国内に所在する保険証券記載の建物の共用部分または共用部分(*1)に収容される区分所有者共有の動産とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表に掲げる物は保険の対象に含まれません。

① 自動車(*2)、船舶または航空機およびこれらとの付属品
② 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
④ 動物
⑤ その他保険証券記載の物

(*1) 建物の共用部分には、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

(*2) 自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

第3条（共用部分の範囲）

この普通保険約款において共用部分とは、管

理規約等の特別の約定のないかぎり、建物および建物の付属物のうち「建物の区分所有等に関する法律」に規定する専有部分に属さない部分をいいます。なお、管理規約等で共用部分と規定される管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等その他共用部分となる付属建物がある場合はこれを含みます。

第4条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

- (1) 保険契約締結時に第2条（保険の対象）
 - (1)に規定する保険の対象の再取得価額を評価し、その評価額に約定付保割合を乗じて得た額を支払限度額（保険金額）とします。ただし、共用部分に収容される区分所有者共有の動産は、評価額に含まれないものとします。
- (2) 下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、支払限度額（保険金額）を変更するものとします。

①	当会社が基本条項に規定する保険金額の調整に関する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当会社がこれを承認する場合

第5条（被保険者）

この普通保険約款において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害または下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 <ol style="list-style-type: none"> ア. 保険契約者(*1) <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者(*1) ウ. ア.または1.の代理人 イ. ア.または1.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*3)が破損したために生じた吹き込み等損害(*4)を除きます。

④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 <ol style="list-style-type: none"> ア. 被保険者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者側に属する者
⑤	第1条（この条項の補償内容）(1)①から③もしくは(1)⑤から⑨に規定する事故または(7)に規定する事由によって生じた事故の際ににおける保険の対象の紛失
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑧	次のいずれかに該当する事由 <ol style="list-style-type: none"> ア. 核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 <ol style="list-style-type: none"> 1. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑨	次のいずれかに該当する事由 <ol style="list-style-type: none"> ア. ⑥から⑧までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 <ol style="list-style-type: none"> 1. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(1)に規定する事故の⑥から⑧までの事由による延焼または拡大 ウ. ⑥から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
⑩	保険証券記載の建物のドア(*7)の開閉の用途に供するかぎが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*7)の錠の損害。ただし、ドア(*7)の錠が損傷を受けた場合のドア(*7)の錠の交換に必要な費用に對しては、保険金を支払います。
⑪	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第1条(1)①から⑧に規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 保険契約者または被保険者 <ol style="list-style-type: none"> 1. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.または1.の使用人
⑫	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害

	<p>ア. 自然の消耗または劣化(*8)</p> <p>1. ボイラースケールの進行</p> <p>ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*9)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由</p> <p>I. ねずみ食いまたは虫食い等</p>
(13)	<p>保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*10)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p>
(14)	<p>屋根材(*11)または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(*9)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故によって生じた損害については、この規定は適用しません。</p>

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*4) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸込みまたは漏入をいいます。

(*5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*6) 核燃料物質(*5)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*7) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

(*8) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(*9) 板ガラスの熱割れは含みません。

(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*11) 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。

第7条(保険金をお支払いしない場合ー破損等)
当会社は、第1条（この条項の補償内容）

(1) ⑨に規定する破損等の事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	<p>次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用者</p> <p>1. 保険の対象の使用または管理を委託された者</p> <p>ウ. 1.の使用者</p>
③	保険の対象に対する加工(*2)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④	電気的または機械的事故によって生じた損害
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*3)を負うべき損害
⑩	<p>保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかに該当する損害</p> <p>ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害</p> <p>1. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害</p> <p>ウ. 音色または音質の変化の損害</p>
⑪	美術品に生じた落ち損害
⑫	磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに生じた損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

(*)3 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第8条（支払保険金の計算）

- (1) 第1条（この条項の補償内容）の事故によって損害保険金を支払う場合において、保険の対象である建物の共用部分全体が全損(*)1となったときは、当会社は、第9条（損害額の決定）(1)の額を、損害保険金として支払います。この損害保険金の額が再取得価額を超える場合は、損害保険金と(3)の費用保険金の合計額を、再取得価額の2倍を限度として、支払います。ただし、支払保険金の額から(3)の費用保険金および第9条（損害額の決定）(2)に規定する費用を除いた額は、再取得価額を限度とします。
- (2) 全損(*)1に至らない場合については、当会社は、1回の事故につき、支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\text{第9条（損害額の決定）に定める損害額} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (3) 当会社は、損害保険金に加え、次の①および②に規定する費用保険金の合計額を、損害保険金の額を限度として、支払います。

① 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に掲げる費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア.	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ.	消火活動に使用したことにより損傷した物(*)2 の修理費用または再取得費用
ウ.	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(*)3

②請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、基本条項第3節第1条（事故発生時または損害発生時の義務）に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

- (4) 当会社は、(2)の損害保険金の額が支払限度額（保険金額）を超える場合は、(2)の損害保険金と(3)の費用保険金の合計額を、支払限度額（保険金額）の2倍を限度として、支払います。ただし、支払保険金の額から(3)の費用保険金および第9条（損害額の決定）(2)に規定する費用を除いた額は、支払

限度額（保険金額）を限度とします。

- (5) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*)4の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも1被災世帯(*)4あたりの支払額は50万円とします。
- ただし、1回の事故につき、保険の対象である建物の支払限度額（保険金額）の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*)5の所有物で被保険者以外の者が占有する部分および区分所有建物の専有部分から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*)5の所有物(*)6ならびに保険証券記載の建物の専有部分およびその収容動産の損壊。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (6) 当会社は、保険証券記載の建物(*)7において、漏水、放水等による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に要する必要かつ有益な費用(*)8に対して、水濡れ原因調査費用保険金(*)9として、1事故につき100万円を限度に支払います。ただし、当会社が保険金を支払った場合は、100万円からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額(*)10とします。

- (7) (3)、(5)および(6)に規定する費用保険金は、それぞれ他の保険金との合計額が保険証券記載の支払限度額（保険金額）を超えるときでも、支払います。

(*)1 全損とは、それぞれ1回の事故につき、修復費用が建物の共用部分全体の再取得価額の100%に相当する額となった場合をいいます。

(*)2 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*)3 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(*)4 被災世帯とは、(5)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。

(*)5 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、保険証券記載の建物の区分所有者およびこれらの者と生計を共にする同居の親族は含まれません。

(*)6 第三者(*)5の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限ります。

- (*)7) 建物の付属物または付属設備を含みます。
- (*)8) 原因を調査するために必要な内・外壁等の一部取り壊しありその修復等の工事費用を含みます。
- (*)9) 保険の対象自体の水濡れ損害の修理費用は除きます。
- (*)10) 保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(*11)ごとに支払限度額の規定を適用します。
- (*)11) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第9条（損害額の決定）

(1) 当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とします。この場合において、(2)の費用を除いて算出した損害の額は、損害が生じた保険の対象の再取得価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額および盗取された保険の対象の損害額は、再取得価額に(2)の費用を加えた額とします。

$$\text{修理費} - \begin{array}{l} \text{修理にともなって生} \\ \text{じた残存物がある場} \\ \text{合は、その時価額} \\ (*1) \end{array} = \text{損害額}$$

(2) (1)の修理費(*2)には、下表に掲げる費用を含み、第8条（支払保険金の計算）(3)①および②ならびに(6)の費用を含みません。

① 残存物取片づけ費用	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用。
② 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用(*3)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*4)を超える期間に応する費用を除きます。
③ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*5)を除きます。

(3) 第1条（この条項の補償内容）(1)④に規定する盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額に含まれるものとします。

(*1) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

(*3) 調査費用には、被保険者またはその使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくは法人の業務を執行するその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費は含まれません。

(*4) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*5) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

第2条（通知義務）

(1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

- | |
|---|
| ① 保険の対象を他の場所に移転すること。 |
| ② 保険の対象の構造または用途を変更(*1)すること。 |
| ③ ①および②のほか、告知事項(*2)の内容に変更を生じさせる事実(*3)が発生すること。 |
| (*1) 保険の対象の内部で行う製造・加工等の工業上の作業を含みます。 |
| (*2) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 |
| (*3) 告知事項(*2)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。 |

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかつときは、当会社の知つた最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するためには要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かつて、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

- (1) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもつてその事実を当会社に通知して承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもつて、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもつてその事実を当会社に通知しなければなりません。

(*) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第6条（告知義務および通知義務に関する特則）

第1条（告知義務）および第2条（通知義務）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険の対象の追加

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- | | |
|---|--|
| ① | 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合 |
| ② | 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合 |

- (4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事

故による損害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に書面等により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法ー口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1)に保険料(*2)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までにその払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*3)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*1)に払込みがあつたものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①	初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*4)に	初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日をその
---	------------------------------	-------------------------------

対して口座振替請求が行われなかつたことによるとき。

ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

② 初回保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めたとき。

第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（口座振替方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式以外の方式による保険料の払込みの申

出があり、当会社がこれを承認するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式を含みません。

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- | | |
|---|---|
| ① | 保険料払込方法が口座振替の方式の場合 |
| ② | 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合 |

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時または損害発生時の義務）

保険契約者は被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を

直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知
次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知
他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知
損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等
他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出
保険の対象に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認
保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等
①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の

場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*)3) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時または損害発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*)1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*)1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

損害が発生した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しな

ければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*)1)
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

エ. ①から⑤までのほか、当会社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*)1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*)2)および被害が生じた物の写真(*)3)をいいます。

(*)2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*)3) 画像データを含みます。

第2条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*)1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生

	の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行いま

す。

(5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもつて行うものとします。

- (*1) 被保険者が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
- (*2) 保険価額を含みます。
- (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

- (1) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族(*2)のうち3親等内の者
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (*)1 法律上の配偶者に限ります。
 (*)2 法律上の親族に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額
 - ア. 損害額(*)1が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*)2
 - 1. 補償条項第8条（支払保険金の計算）
 (3)および(6)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*)2
- ③ ①の場合において、保険の対象について再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払うことを規定した約定のない他の保険契約等があるときには、①の規定にかかわらず②の規定に基づいて算出した保険金の額(*)2。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、②の規定を適用します。

(*)1 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(*)3を差し引いた残額をいいます。

(*)2 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*)3 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条（保険契約の無効または失効）

- (1) 下表に該当する事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていたこと。

- (2) 保険契約の締結の後、下表に該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

損害額(*)1がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。

- (3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表に該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。
 ただし、建物の建替等に基づき保険契約者または被保険者から保険契約存続の申出があり、当会社がこれを承認した場合については、この規定は適用しません。

(*)1 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合 |
| ② | 保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合 |

- (2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

- | | |
|---|---|
| ① | (1)の事実がなくなった場合 |
| ② | 当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合(*)1 |
| ③ | 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承 |

<p>認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事實を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していると認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。</p>	<p>(6) (5)の規定による解除が損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。</p>
<p>(④) 当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合</p>	<p>(*)1 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。</p>
<p>(3) (1)の規定による解除が損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。</p>	<p>(*)2 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。</p>
<p>(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。</p>	<p>(*)3 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。</p>
<p>(*)1 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。</p>	<p>第5条（重大事由による保険契約の解除）</p>
<p>(1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。</p>	<p>(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。</p>
<p>(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。</p>	<p>① 保険契約者または被保険者(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わることを目的として損害を生じさせたこと(*2)。</p>
<p>(3) (1)の規定による解除が損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。</p>	<p>② この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。</p>
<p>(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。</p>	<p>③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。</p>
<p>(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。</p>	<p>ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 1. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。</p>
<p>(6) (5)の規定による解除が損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。</p>	<p>I. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
<p>(7) (6)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。</p>	<p>④ 被保険者が、③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。</p>
<p>(8) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。</p>	<p>⑤ ①から④までのほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。</p>

- (2) (1)の規定による解除が損害が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第4条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠つ

た場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。

- (5) 第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

- (6) 保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第4条(1)に規定する期日までに払い込んだとしても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠つたと当会社が認めるとき。

- (2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠つたと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除できません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かつてのみその効力を生じます。
 (2) (1)の規定にかかるらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かつてのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の ①の規定による解除 の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の ②の規定による解 除の場合	第6条(1)の表の②に 規定する保険料を払 い込むべき払込期日 または保険期間の末 日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の ③の規定による解 除の場合	第6条(1)の表の③に 規定する次回払込期 日(*1)または保険期 間の末日のいずれか 早い日
④ 第6条(1)の表の ④の規定による解 除の場合	第6節第1条（保険 料の返還、追加また は変更）(3)の追加保 険料の払込みを怠つ た日
⑤ 第6条(1)の表の ⑤の規定による解 除の場合	第6節第1条(4)に規 定する期日または保 険期間の末日のいず れか早い日
⑥ 第6条(1)の表の ⑥の規定による解 除の場合	第6条(1)の表の⑥に 規定する期日の前月 の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定 による解除の場合	第7条(1)の規定によ り解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をい
ります。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

- (1) 第1節第5条（保険の対象の譲渡または相

続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(*1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

- (2) 当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第10条（包括して契約した場合の保険契約の失効）

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれの保険の対象について、第2条(保険契約の無効または失効)(2)または(3)の規定を適用します。

第11条（保険契約の無効または失効に関する特則）

第1条（保険契約の取消し）および第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険の対象の追加

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- | | |
|---|---|
| ① | 第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合 |
| ② | 第1節第4条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合 |
| ③ | 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合 |

- (2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由

があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料 払込方法 が一時払 の場合 (*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(*2)を返還し、または追加保険料を請求します。				
② 保険料 払込方法 が一時払 以外の場合 (*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。 <table border="1"><tr><td>ア. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がある場合</td><td>当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td></tr><tr><td>1. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がない場合</td><td>当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</td></tr></table>	ア. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	1. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料
ア. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料				
1. 保険証券 に初回保険料の払込期 日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料				

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません。(*6) (*7)
 - ② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の無効の場合は、下表のとおり取り扱います。

保険料は返還しません。

(7) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。ただし、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が 1年を超える 保険契約の場 合	付表1-2に規定する保 険料を返還します。
② 保険期間が 1年以下の保 険契約の場合	保険料は返還しません。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保 険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保 険契約の解除）(1)または同条(5)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契 約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契 約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契 約の解除）(2)

(9) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(*3) (1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追

加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。

(*)追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*) (1)の表の①または③の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときになります。

(*) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*) 危険増加とは、危険(*)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法－一口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった

と当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*)に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）

1. 第5節第8条（保険契約解除の効力）
- ウ. 第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
- I. 第6節第3条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の③もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関する、当会社が提携金融機関(*)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日
---	--------------------

(1) 以前であること。
② 事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

- (2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害に対しては、下表の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 第1節第2条（通知義務）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
② 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時

③ 事故の発生の日時

(1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の③もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第4条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

第1節第4条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第5条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

第5節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)の規定により、保険契約が失効した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は初回保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない

損害の額を差し引いた額	
(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。	
(3) 被保険者が取得した債権が下表の左欄のいずれかに該当する場合は、対応する下表の右欄に規定するところによります。	被保険者が借家人(*2)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利行使することができます。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(*2) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第3条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。ただし、下表の規定により取り扱います。

被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

- (*) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

- (*) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合には、特に記載のないかぎり、明細書ごとに支払保険金の計算に関する規定を適用します。

第7条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、補償条項第9条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかつたものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の再取得価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

- (*) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、補償条項第9条（損害額の決定）に規定する回収のために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第8条（用語の適用等）

- (1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。
- (2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
- (3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第9条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

付表1－1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	<p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)</p> <p>(2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額</p>
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	<p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1)</p>

		(2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
一時払以外		保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表1－2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	<p>(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、当保険年度(*1)を経過した時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*2)</p> <p>(2) 保険契約が失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料について、未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額</p>
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*4)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途</p>

			(2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額	
	月払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額	
			(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
			(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
			(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。
			(*4) この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合で、地震保険普通保険約款に基づく契約のみを解除するときは、「付表3の「短期料率」」を「月割」と読み替えて適用します。
付表3 短期料率			
		既経過期間	短期料率
		7日まで	10%
		15日まで	15%
		1か月まで	25%
		2か月まで	35%
		3か月まで	45%
		4か月まで	55%
		5か月まで	65%
		6か月まで	70%
		7か月まで	75%
		8か月まで	80%
		9か月まで	85%
		10か月まで	90%
		11か月まで	95%
		12か月まで	100%
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額	
1年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1)	

付表4 長期保険未経過料率（マンション総合保険用）

保険期間 経過年月	2年	3年	5年
1か月	96%	97%	98%
2か月	91%	94%	96%
3か月	87%	91%	95%
4か月	82%	88%	93%
5か月	77%	85%	91%
6か月	73%	82%	89%
7か月	69%	78%	87%
8か月	64%	75%	85%
9か月	60%	72%	84%
10か月	55%	69%	82%
11か月	50%	66%	80%
1年0か月	46%	63%	78%
2年0か月	0%	32%	58%
3年0か月		0%	39%
4年0か月			19%
5年0か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月末満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

(注3) この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合、地震保険普通保険約款に基づく契約には下表を適用します。

付表5 長期保険未経過料率（地震保険用）

保険期間 経過年月	2年	3年	5年
1か月	92%	95%	97%
2か月	88%	92%	95%
3か月	84%	89%	93%
4か月	80%	86%	92%
5か月	76%	84%	90%
6か月	72%	81%	88%
7か月	68%	78%	87%
8か月	64%	76%	85%

9か月	60%	73%	84%
10か月	56%	70%	82%
11か月	52%	68%	80%
1年0か月	48%	65%	79%
2年0か月	0%	32%	59%
3年0か月		0%	39%
4年0か月			20%
5年0か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月末満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

建物管理賠償責任補償特約

第1章 補償条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することまたは財物の損壊により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款およびこの特約にしたがい、保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理する施設(*1)に起因する偶然な事故
- ② 被保険者が所有、使用もしくは管理する施設(*1)の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

(*1) 保険証券記載の建物の共用部分をいいます。

第3条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券記載のこの特約の被保険者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、下表のいずれかに該当する事由によつて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意
ア. 保険契約者(*1)

	① 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 1. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 1. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が下表のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
②	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
③	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
④	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑤	排水又は排気(*4)に起因する損害賠償責任
⑥	建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害賠償責任
⑦	施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
⑧	航空機、自動車または施設外における船、車両(*5)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑨	被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
⑩	施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の終了(*6)または放棄の後に施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の結果(*7)に起因して負担する損害賠償責任
⑪	普通保険約款補償条項第8条（支払保険金の計算）(6)において補償される費用

(*)1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*)2 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*)3 事故の形態や規模がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*)4 排気には、煙を含みます。

(*)5 施設外における船、車両は、原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(*)6 施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって施設の賃貸もしくは管理およびこれに付隨する業務の終了とします。

(*)7 被保険者が、業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は業務の結果とはみなしません。

第5条（支払保険金の計算）

当会社が1回の事故について支払うべき保険金の額は、下表の①および②に掲げる額の合計額とします。

①	第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（保険金額）を限度とします。
②	第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑤および同条⑦の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額（保険金額）を超える場合は、その支払限度額（保険金額）の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	損害賠償金	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決によ
---	-------	--

第2章 基本条項

第7条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを見た場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

		り支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。	
②	損害防止費用	被保険者が第7条（事故発生時の義務）①に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	① 損害の発生および拡大の防止 損害の発生および拡大の防止に努めること。
③	請求権の保全、行使手続費用	被保険者が第7条（事故発生時の義務）⑥に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用	② 事故発生の通知 事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
④	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用	③ 事故内容の通知 次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) 1. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 リ. 損害賠償の請求を受けた場合には、その内容。
⑤	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用	④ 他の保険契約等の通知 他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑥	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用	⑤ 訴訟の通知 損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑦	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 リ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 II. ア.からリ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用	⑥ 請求権の保全等 他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。 ⑦ 盗難の届出 盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。 ⑧ 責任の無断承認の禁止 損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
			⑨ 調査の協力等 ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共

済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第7条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額	第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第7条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第7条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えることができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)

- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑦ 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑧ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

(3) (2)の①から⑧までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものを当会社に提出しなければなりません。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対する(2)および(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請

求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。(*7) 画像データを含みます。

第10条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 第6条（支払保険金の範囲）の表の②から⑦までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額（保険金額）が、第10条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条（支払保険金の範囲）の表の②から⑦の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第12条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第13条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*1) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。

(*2) この特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お

よびこれに付帯された特約の規定を準用します。

設備損害補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について、普通保険約款補償条項第7条（保険金をお支払いしない場合－破損等）④の規定にかかわらず、電気的または機械的事故によって生じた損害について損害保険金および費用保険金を支払います。

第3条（保険の対象）

- (1) この特約における保険の対象は、管理規約等の特別の約定がないかぎり、普通保険約款補償条項第2条（保険の対象）で定める保険の対象とします。
- (2) 下表のいずれかに該当する機械設備はこの特約の保険の対象に含まれません。

①	消火剤、薬液
②	洗濯機、冷蔵庫
③	保険証券記載の建物の共用部分に収容される区分所有者共有の動産
④	電球類
⑤	切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類
⑥	潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材

第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当会社は、普通保険約款補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合）および第7条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に掲げる損害のほか、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、損害保険金を支払いません。

①	不当な修理や改造によって生じた事故
②	消耗部品(*1)および付属部品の交換
③	コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
④	電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理
⑤	車両、船舶などの備品として使用している間に生じた事故

(*1) 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、

替刃、針等をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

個人賠償責任補償特約(包括契約用)

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①支払限度額 (保険金額)	保険証券記載の支払限度額 (保険金額)
②免責金額	保険証券記載の免責金額
③保険期間	保険証券記載の保険期間
④建物	保険証券記載の建物

第1章 補償条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因する他の人の身体の障害(*1)、他人の財物(*2)の損壊(*3)または軌道上を走行する陸上の乗用具(*4)の運行不能(*5)により、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款およびこの特約にしたがい、保険金を支払います。

①	居住戸用室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第3条（被保険者）に規定する被保険者のうち、同条(1)の表の①、②、③、⑤および⑥の被保険者の日常生活(*6)に起因する偶然な事故

(2) この特約において居住戸用室とは、建物に所在する居住用の戸室をいい、住宅の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。また、敷地内(*7)の動産および不動産を含みます。

(3) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が管理する財物で(4)に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し

て、普通保険約款およびこの特約にしたがい、保険金を支払います。

(4) この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、下表に規定する物を除いたものとします。

①	車両(*8)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	預貯金証書、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨	動物、植物等の生物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*9)、宿泊券、観光券または旅行券
⑫	通貨または小切手
⑬	貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑭	不動産(*10)
⑮	門、堀もしくは垣または物置、車庫その他との付属建物
⑯	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑰	ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*11)
⑱	受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物

(*1) 生命または身体を害することをいいます。

(*2) (4)に規定する受託品を除きます。

(*3) ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*11)については、盗取されたことを含みます。

(*4) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽

車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりリフト、ガイドウェイバス(*12)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープウェー、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*5) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*13)のみに起因するものを除きます。

(*6) 居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*7) 囲いの有無を問わず、建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(*8) 自動車、原動機付自転車(*14)、軽車両(*15)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*9) 定期券を除きます。

(*10) 置、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。

(*11) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

(*12) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(*13) 特定の者への伝達を含みます。

(*14) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*15) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*16)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*16) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	居住用戸室に居住している者
②	居住用戸室に居住している者の配偶者(*1)
③	居住用戸室に居住している者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

(4)	居住用戸室を所有または管理している者で、居住用戸室に居住していない者	1. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
(5)	居住用戸室に居住している者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者(*2)。ただし、居住用戸室に居住している者に関する第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。	(5) 次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 1. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
(6)	②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限ります。	

(2) (1)の居住用戸室に居住している者またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者は居住用戸室に居住している者の親族に限ります。

(*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) 1. 被保険者(*1) ウ. ア.または1.の法定代理人	① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(*4)
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波	③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故	④ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*6)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家庭使用人として使用する者を除きます。 ア. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設(*8) 1. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*9) ウ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
⑤		⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥		⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*7)。ただし、次に掲げる財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。 ア. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設(*8) 1. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*9) ウ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
⑦		⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧		⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨		⑨ 航空機、船舶、車両(*10)または銃器(*11)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、普通保険約款およ

	びこの特約にしたがい、保険金を支払います。	
(3)	①および②の規定は、居住用戸室を所有または管理している者が、その戸室の賃貸もしくは管理またはこれらに付随する職務の遂行に起因する偶然な漏水、放水等による水濡れ事故により負担する損害賠償責任については適用しません。	この規定は適用しません。
(4)	当会社は、第2条(この特約の補償内容) (3)に規定する損害について、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。	⑨ 受託品の置き忘れまたは紛失(*13)に起因する損害 ⑩ 詐欺または横領に起因する損害 ⑪ 土地の沈下、移動、隆起、振動等に起因する損害 ⑫ 受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみの損壊に起因する損害 ⑬ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入に起因する損害 ⑭ 受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみの切断 イ. 打楽器の打皮のみの破損 ウ. 楽器の音色または音質の変化 ⑮ 受託品の製造者または販売者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上または契約上の責任(*14)を負うべき損害 ⑯ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害 ⑰ 被保険者がその受託品を使用不能にしたことによる損害(*15) ⑱ 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことによる損害
①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因する損害	
②	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。	
③	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因する損害	
④	受託品に次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 自然の消耗または劣化 1. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等	
⑤	受託品ごとにその受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損(*12)が生じたことに起因する損害	(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
⑥	受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。	(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。 (*4) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(*16)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。 (*5) 住宅(*17)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。ただし、事務所に使用される場合を除きます。
⑦	受託品の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。	(*6) 生命または身体を害することをいいます。 (*7) 第2条(この特約の補償内容) (1)に規定する損害賠償責任に限ります。 (*8) 被保険者の居住の用に供されている住宅を除きます。 (*9) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを
⑧	受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、	

含みます。

(*10) 車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みません。

(*11) 銃器には、空気銃を含みません。

(*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*13) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*14) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(*15) 収益減少に基づく損害を含みます。

(*16) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(*17) 敷地内(*18)の動産および不動産を含みます。

(*18) 囲いの有無を問わず、建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、支払限度額（保険金額）を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+ 第6条（費用）の表の①から③までの費用
自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	- 被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額
- 免責金額 = 保険金の額	

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

① 第6条（費用）の表の④から⑥までの費用
② 被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務）に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	第7条（事故発生時の義務）に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急救手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からI.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からI.までの費用のほか、権利の保

		全または行使に必要な手續をするために必要とした費用
--	--	---------------------------

し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

第2章 基本条項

第7条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) 1. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称り、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出

(*)1 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*)2 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*)3 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第7条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
② 第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額	第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第7条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第7条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*)1 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合

は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。

1. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

リ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検査書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。

(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*7) 画像データを含みます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
- ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第11条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。
ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
(4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 第6条（費用）に規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額（保険金額）が、第11条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第13条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第14条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者は被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険

金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

① 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② 普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*1) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。

(*2) この特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

賠償事故解決に関する特約（個賠包括用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、個人賠償責任補償特約（包括契約用）に付帯して適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語はそれぞれ次の定義によります。

①個賠包括特約	個人賠償責任補償特約（包括契約用）のこととをいいます。
②被保険者	個賠包括特約に規定する被保険者をいいます。

第3条（当会社による援助）

- (1) 被保険者が事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。
- (2) この特約において事故とは、個賠包括特約の補償内容に規定する事故のうち、個賠包括特約およびこれらに付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいい

ます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（当会社による解決）

(1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行います。

①	被保険者が事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行いません。

①	1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、個賠包括特約の支払限度額（保険金額）を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	免責金額(*2)がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*2)を下回る場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 弁護士の選任を含みます。

(*2) 個賠包括特約について適用される免責金額をいいます。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている個賠包括特約およびこの特約にしたがい被保険者に対して支払うべき保険金の額(*1)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ① 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 1. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第4条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*2)

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当

する場合で、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*3)が個賠包括特約の支払限度額（保険金額）を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかるわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかるわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社が個賠包括特約およびこの特約にしたがい被保険者に対して支払うべき保険金の額(*1)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*2) 個賠包括特約について適用される免責金額をいいます。

(*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第六条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
③ 死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④ 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ ①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*6)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日(*6)からその日を含めて下表の右欄の日数(*7)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から	60日
-----------------------------------	-----

⑤までの事項の確認のために必要な調査		(*10) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。 (*11) 画像データを含みます。
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日	
③ (4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日	
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*8)	180日	
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日	

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*9)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*10)および被害が生じた物の写真(*11)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。

(*6) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。

(*7) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*8) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*9) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

第5条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これ行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第3条 (当会社による援助) または第4条 (当会社による解決) (1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について個賠包括特約の支払限度額(保険金額) (*1)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について個賠包括特約の支払限度額(保険金額) (*1)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(*2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、個賠包括特約の支払限度額(保険金額)に関する支払保険金の計算の規定、第5条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*2)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) (1)の供託金(*2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*2)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*2)または貸付金(*2)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 個賠包括特約の基本条項の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*)1 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*)2 利息を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および個賠包括特約の規定を準用します。

災害緊急費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）およびこの保険契約に付帯される他の特約により補償の対象となる損害が保険の対象に生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり下表に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、損害保険金の支払有無にかかわらず、災害緊急費用保険金を支払います。

①	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*1)
②	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
③	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*2)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
④	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に設備損害補償特約が付帯されている場合には、同特約で支払われる損害については、この特約は適用しません。

(*1) 被保険者またはその使用人のかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくは法人の業務を執行するその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費は含まれません。

(*2) 損害が生じた保険の対象の代替として使

用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*3)は含まれません。

(*3) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第3条（災害緊急費用保険金の支払額）

(1) 1回の事故につき、この保険契約の保険金額に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、第2条（この特約の補償内容）(1)の災害緊急費用保険金を支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき災害緊急費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款補償条項第8条（支払保険金の計算）および第9条（損害額の決定）の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款との関係）

普通保険約款補償条項第8条（支払保険金の計算）(6)に規定する費用については、この特約は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

水濡れ原因調査費用保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）(5)(2)に規定する水濡れ原因調査費用保険金を支払いません。

臨時費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または付帯される特約によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額（保険金額）の10%に相当する額または保険証券記載の建物に居住する世帯数に100万円を乗じた額のいずれか低い額を限度とします。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に設備損害補償特約が付帯される場合で、その特約により損害保険金が支払われるときは、この特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

臨時費用保険金の火災のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故に対して損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額（保険金額）の10%に相当する額または保険証券記載の建物に居住する世帯数に100万円を乗じた額のいずれか低い額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第1章 用語の定義条項

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 一連の情報漏えい事故	情報漏えい事故の発生した時もしくは場所または被害者の人数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての情報漏えい事故をいいます。なお、一連の情報漏えい事故は、最初に情報漏えい事故を被保険者が知った時にすべての情報漏えい事故を知ったものとみなします。
② 管理規約およびその他の細則等	建物の区分所有等に関する法律に基づき管理組合が定める規約およびその規約により定めるその他の細則、規定等をいいます。
③ 管理組合	保険証券記載の建物の区分所有者で構成するマンションの管理組合および管理組合法人をいいます。
④ 管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約付保険契約	この特約を付帯した保険契約をいい、当会社と締結したこの特約と支払責任が同一である普通保険約款に基づく保険契約または特約を含みます。
⑤ 繙続契約	管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約付保険契約の保険期間の末日(*1)を保険期間の初日とする管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約付保険契約をいいます。
⑥ 個人識別符号	次のものをいいます。 ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号

		カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号	
⑦	個人情報	<p>個人に関する情報であって、次のア. またはイ. のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*2)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報</p> <p>1. 個人識別符号が含まれるもの</p>	
⑧	事故対応期間	保険契約者、被保険者または当会社が最初に情報漏えい事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。	
⑨	情報漏えい事故	<p>管理規約およびその他の細則等に規定する業務に係る被保険者の行為に起因して生じた次の事由による個人情報または法人情報の漏えいをいいます。</p> <p>ア. ネットワーク上で生じた事象</p> <p>1. 紙または磁気ディスク等の盗難または紛失</p>	
⑩	情報漏えい対応費用	<p>情報漏えい事故により、謝罪のために被害者に対して支出す次の費用をいいます。ただし、次の1. に定める費用は、被害者1名につき1,000円を限度とします。</p> <p>ア. 通信費もしくは謝罪文の作成および送付に要した費用</p> <p>1. 謝罪のために被害者に対して支出す次の費用</p> <p>(ア) 見舞金</p> <p>(イ) 金券の購入費用</p> <p>(ウ) 見舞品の購入費用</p>	
⑪	初期解決費用	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を解決するために、損害賠償請求がなされる前に被保険者が支出を余儀なくされる見舞金等の費用であって、あらかじめ当会社の同意を得たものをいいます。ただし、情報漏えい対応費用にあたるものをおきます。	
⑫	初年度契約	継続契約以外の管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約付保険契約をいいます。	
			⑯ 第三者
			傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
			次のア. からI. までのいずれにも該当しない者をいいます。
			ア. 保険契約者 1. 被保険者 ウ. ア. またはイ. の者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 I. ア. からウ. までの者の使用者
			⑭ 他との保険契約等
			第2章管理組合役員賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償請求の場合）、同章第2条（保険金を支払う場合－初期解決の場合）、同章第3条（保険金を支払う場合－情報漏えいの場合）または第3章紛争解決費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
			⑮ 調停等
			調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
			⑯ ネットワーク
			情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が、回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*3)を含みます。
			⑰ 被害者
			事故により被害を受けた他人をいいます。 なお、情報漏えい事故においては、漏えいした情報によって識別される個人または法人をいいます。
			⑱ 被保険者
			次のア. またはイ. に定める者をいいます。
			ア. 第2章管理組合役員賠償責任補償条項においては、役員および管理組合法人。ただし、情報漏えい事故が発生した場合は、役員以外の管理組合の組合員を含みます。
			1. 第3章紛争解決費用補償条項においては、管理組合。
			⑲ 紛争
			被保険者が法律相談等による解決を要する状態をいいます。
			⑳ 紛争解決費用
			紛争について、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。

		<p>ア. 弁護士等への報酬</p> <p>1. 裁判所に対して支出した訴訟費用</p> <p>イ. あっせんまたは仲裁を行う機関(*4)に対して支出した仲裁、和解または調停に要した費用</p> <p>ウ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用</p> <p>オ. 弁護士が行う、弁護士法第3条の「その他一般的の法律事務」に基づく法律相談</p> <p>カ. 司法書士が行う次の行為</p> <p>(ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談</p> <p>(イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に規定する書類の作成</p>	<p>(*) その管理組合役員賠償・紛争解決費用補償特約付保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、その解除日をいいます。</p> <p>(*) その他の記述等とは、文書、図面もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。</p> <p>(*) これを構成する機器・設備には、端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。</p> <p>(*) あっせんまたは仲裁を行う機関とは、申立人の申立てに基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士等が運営する機関をいいます。</p>
			<h2>第2章 管理組合役員賠償責任補償条項</h2>
			<h3>第1条（保険金を支払う場合－損害賠償請求の場合）</h3> <p>当会社は、被保険者が管理組合の管理規約およびその他の細則等に規定する業務に係る行為に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害に対して、この特約に従い、管理組合役員賠償保険金を支払います。ただし、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内において行われた場合にかぎります。</p>
(22)	弁護士等	弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。なお、被保険者が弁護士等の場合は、被保険者以外の弁護士等をいいます。	
(23)	法人情報	実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。ただし、その情報の記録媒体が日本国内に所在するものにかぎります。	
(24)	法律相談等	紛争により弁護士等に行う法律相談や委任その他これらに付随する手続きをいいます。なお、法律相談には口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
(25)	保険金	管理組合役員賠償保険金、初期解決費用保険金、情報漏えい対応費用保険金および紛争解決費用保険金をいいます。	
(26)	役員	管理組合の管理者および管理者を補助する者で、管理組合の役員のうち、すべての理事長、副理事長、理事、および監事をいいます。なお、それらであった者を含みます。	
(27)	漏えい	個人情報または法人情報が被害者以外の第三者に知られたこと、または知られたと判断できる合理的な理由がある場合をいいます。ただし、保険契約者は被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。	

事故が保険期間中に発生し、そのことが次の①から③のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合にかぎり、情報漏えい対応費用保険金を支払います。ただし、情報漏えい事故の発生時を合理的に推定することができない場合は、保険契約者、被保険者または当会社のいずれかが最初に情報漏えい事故を発見した時をもって情報漏えい事故の発生時とみなします。

①	公的機関に対する被保険者による届出または報告等
②	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③	謝罪文の送付等漏えいを客観的に確認できる事由

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、管理組合役員賠償保険金、初期解決費用保険金および情報漏えい対応費用保険金を支払いません。

①	被保険者の犯罪行為(*1)
②	法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら行った行為(*2)
③	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 1. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	環境汚染
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ③から⑥までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 1. ③から⑥までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者に対して行われた次の①から⑬までのいずれかに該当する損害賠償請求および損害賠償請求がなされるおそれによって生じた損害に対しては、管理組合役員賠償保険金、初期解決費用保険金および情報漏えい対応費用保険金を支払いません。

①	身体の障害に起因する損害賠償請求
②	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(*5)に起因する損害賠償請求(*6)

③	特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
④	業務の保証に起因する損害賠償請求
⑤	業務に対して与えられるまたは要求される報酬、手数料等もしくはその他の形態の代償の返還請求に起因する損害賠償請求
⑥	投資の結果に起因する損害賠償請求
⑦	保険付保の瑕疵に起因する損害賠償請求
⑧	事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害賠償請求
⑨	被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
⑩	初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
⑪	初年度契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求が行われるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*7)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
⑫	当会社が被保険者に対して行った損害賠償請求
⑬	被保険者と同居する親族からの損害賠償請求

(3) 当会社は、初年度契約の保険期間の開始日より前に、保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた情報漏えい事故、または知っていたと合理的に推定される情報漏えい事故に起因する損害に対しては、管理組合役員賠償保険金、初期解決費用保険金および情報漏えい対応費用保険金を支払いません。

(*1) 犯罪行為には、刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかつた行為を含みます。

(*2) 認識しながら行った行為には、認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*4) 核燃料物質(*3)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

(*6) 情報漏えい事故の場合は「財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(*5)に対する損害賠償請求」に読み替えて適用します。

(*7) 知っていた場合には、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第7条（支払保

険金の計算) の規定を除きます。

第六条 (損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第七条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社が1回の事故について支払うべき管理組合役員賠償保険金の額は、下表の①および②に掲げる金額の合計額とします。

① 第8条 (管理組合役員賠償保険金の範囲)	①の損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額(保険金額)を限度とします。
② 第8条 (管理組合役員賠償保険金の範囲)	②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条④および同条⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、その支払限度額(保険金額)の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(2) 当会社が1回の事故について支払うべき初期解決費用保険金の額は、30万円を限度とし、実費とします。

(3) 当会社が一連の情報漏えい事故について支払うべき情報漏えい対応費用保険金の額は、100万円を限度とし、実費とします。

第八条 (管理組合役員賠償保険金の範囲)

当会社が支払うべき管理組合役員賠償保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

① 損害賠償金	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
② 損害防止費用	被保険者が第9条(事故発生時の義務)①に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 請求権の保全、行使手続費用	被保険者が第9条(事故発生時の義務)⑥に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からI.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 I. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第九条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを行ななければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) 1. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 イ. 損害賠償の請求を受けるおそれのある原因または事由の発生を知った場合は、その原因または事由の具体的な状況 オ. 情報漏えい事故または情報漏えい事故のおそれの発生を知った場合は、その原因または事由の具体的な状況
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)について

	の訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*)1 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*)2 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*)3 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第9条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金(*1)を支払います。

① 第9条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第9条の表の②から⑤までまたは同表の⑧	第9条の表の②から⑤までまたは同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第9条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*2)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第9条の表の⑦	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第9条（事故発生時の義務）の表の③または同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金(*1)を支払います。

(3) 保険契約者または被保険者が第9条（事故発生時の義務）の表の③の通知を行った場合において、その事由によってこの保険契約

の保険期間終了後に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日にななされたものとみなします。ただし、この保険契約が保険期間の末日までに失効した場合は解除された場合を除きます。

(*)1 管理組合役員賠償保険金、初期解決費用保険金および情報漏えい対応費用保険金をいいます。

(*)2 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、管理組合役員賠償保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に管理組合役員賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して管理組合役員賠償保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*)1 第8条（管理組合役員賠償保険金の範囲）の表の②から⑥までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額（保険金額）が、第11条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる管理組合役員賠償保険金と被保険者が第8条（管理組合役員賠償保険金の範囲）の表の②から⑥の規定により当会社に対して請求することができる管理組合役員賠償保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する管理組合役員賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する管理組合役員賠償保険金の支払を行うものとします。

第3章 紛争解決費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の建物の区分所有者またはその居住者が管理規約およびその他の細則等に違反したことに起因する紛争について、被保険者が、事前に当会社の同意を得て紛争解決費用を負担することにより被った損害に対して、この特約に従い、紛争解決費用保険金を支払います。ただし、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって紛争が発生した場合は、紛争解決費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失または契約違反
 - ア. 保険契約者(*1)
 - イ. 被保険者(*1)
 - ウ. ア.または1.の業務を委託された者およびその使用者
 - エ. ア.または1.の法定代理人
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*2)、シンナー等(*3)の使用
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 次のいずれかに該当する事由
 - ア. 核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他有害な特性の

	作用またはこれらの特性に起因する事故 1. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ⑤から⑦までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 1. ⑤から⑦までの事由に伴う秩序の混乱
⑨	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
⑩	財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(*6)。ただし、これにより他の財物の損壊が発生している場合を除きます。

(2) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する紛争に関する紛争解決費用に対しては、紛争解決費用保険金を支払いません。

- ① 身体の障害に関する紛争
- ② 保険証券記載の建物の共用部分以外の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(*8)に関する紛争
- ③ 人格権侵害(*9)もしくはその他の侵害(*10)に関する紛争
- ④ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することに関する紛争
- ⑤ 被保険者とその親族との間で発生した紛争
- ⑥ 保険契約または共済契約に関する紛争

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*6) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*7)されることをいいます。

(*7) 盗取には、詐取を含みません。

(*8) これらによって生じる財物の使用不能損害を含みます。

(*9) 被保険者が、不当行為によるその自由、

名譽、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。

(*10) 被保険者が、痴漢、ストーカー行為、いじめ、または嫌がらせを受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。

第3条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金の支払額）の規定を除きます。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に法律相談等を行った場合にかぎり、紛争解決費用保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、紛争の原因となった事故または事由の発生した時が、初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、紛争解決費用保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までに掲げる場合においては、紛争解決費用保険金を支払いません。

① 被保険者が、初年度契約の保険期間の開始日より前に、同一または密接に関連する紛争の原因となった事故または事由に関する法律相談等を行っていた場合または予定していた場合(*1)

② 被保険者が、初年度契約の保険期間の開始日より前に、紛争の原因となった事故または事由の発生するおそれが生じたことを知っていた場合または知っていたと合理的に判断できる場合

③ 紛争の原因となった事故または事由の発生の事実がない場合

(4) 初年度契約の締結の後に紛争解決費用保険金の支払条件の変更があった場合は、当会社は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

① 紛争の原因となった事故または事由が発生した時の支払条件により算出した紛争解決費用保険金の額

② 被保険者が行った最初の法律相談等の時の支払条件により算出した紛争解決費用保険金の額

(*1) 他の弁護士等に法律相談等を行っていた場合または予定していたと合理的に判断できる場合を含みます。

第5条（保険金の支払額）

(1) 一つの紛争につき当会社の支払う紛争解決費用保険金の額は、次の算式によって算出し

た額とします。ただし、一つの紛争につき、保険証券記載の紛争解決費用保険金の支払限度額（保険金額）を限度とします。

第1条（保険金を支払う場合）の損害の額

保険証券記載の紛争解決費用保険金の免責金額

= 紛争解決費用保険金の額

(2) 同一の紛争に起因して行われた一連の法律相談等は、法律相談等の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ一つの法律相談等とみなし、紛争解決費用保険金を支払うべき最初の法律相談等を行ったときに一連の法律相談等が行われたものとします。

第6条（紛争発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者が法律相談等を行う場合は、当会社に次の①から④までに掲げる事項について書面で通知し、事前に当会社の承認を得なければなりません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 弁護士等の氏名およびその者に関する有する連絡先等の情報 |
| ② 法律相談等の具体的な内容 |
| ③ 他の保険契約等の有無および内容(*1) |
| ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの |

(2) 保険契約者または被保険者は、当会社の求めに応じ、調停等の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、次の①または②に掲げる事項を行う場合は、当会社に事前に通知しなければなりません。

- | |
|------------------------------------|
| ① 法律相談等を行う弁護士等の変更 |
| ② 当会社へ通知した紛争解決費用の生じる行為の取下げ、放棄または撤回 |

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて紛争解決費用保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（支払保険金の返還）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った紛争解決費用保険金の返還を求めるることができます。

①	弁護士等委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
②	訴訟の判決に基づき、被保険者がその訴訟に関する費用の支払を受けた場合で、次の1.の額がア.の額を超過する場合 ア. 被保険者がその訴訟について弁護士等に支払った弁護士等委任費用の全額 1. 判決により相手方から支払を受けることが確定した弁護士等委任費用の額と当会社が既に支払った紛争解決費用保険金のうち弁護士等委任費用に関する額の合計額

(2) (1)の規定により当会社が返還を求める紛争解決費用保険金の額は、次のとおりとします。ただし、当会社が既に支払った紛争解決費用保険金の額を限度とします。

①	(1)の①の場合は、返還された弁護士等委任費用の金額に相当する金額(*1)
②	(1)の②の場合は、1.の額がア.の額を超過する額に相当する金額(*1)

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた紛争解決費用保険金において、免責金額が適用されている場合は、その適用された金額を限度とします。

第4章 基本条項

第1条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*)1 被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。

(*)2 この特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第2条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①から④に定める時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	管理組合役員賠償保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
②	初期解決費用保険金の請求権は、被保険者が第2章管理組合役員賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合－初期解決の場合）に規定する費用を負担した時
③	情報漏えい対応費用保険金の請求権は、被保険者が第2章管理組合役員賠償責任補償条項第3条（保険金を支払う場合－情報漏えいの場合）に規定する費用を負担した時
④	紛争解決費用保険金の請求権は、被保険者が第3章紛争解決費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	第2章管理組合役員賠償責任補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)①の賠償金に関する以下の書類 ア. 事故の内容を確認できる客観的書類 1. 損害見積書 ウ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
③	第2章管理組合役員賠償責任補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)②、(2)または(3)の費用負担を証する領収証

	<p>(4) 第3章紛争解決費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の費用に関する以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 当会社所定の紛争状況申告書 イ. 法律相談等の内容を確認できる客観的書類 ウ. 法律相談等の発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類 エ. 弁護士等費用の金額を確認できる領收書、その内訳がわかる書類、弁護士等報酬基準表その他の客観的書類 オ. 弁護士等委任契約書 カ. 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し キ. 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
	<p>(5) 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類</p>

(3) (2)の①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものを当会社に提出しなければなりません。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)および(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注)門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注)門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p>
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注)門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>

損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。		象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
大半損	<p>（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。 なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>（生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。</p>	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、堀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。		
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。		
他の保険契約	<p>（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> <p>（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対</p>		<p>【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】</p> <p>(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物</p>

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
 - 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注)一時的に居住不能となった場合を除きます。
 - 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
- (注1)居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2)床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3)その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれ

れているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 置、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車(注)
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産

について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなさない(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

- ① 建物
$$5,000\text{万円} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{は保険価額の}\times\text{それぞれの保険契約の建物についての}} \\ \text{すれか低い額} \quad \text{保険金額の合計額}$$

- ② 生活用動産
$$1,000\text{万円} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{は保険価額の}\times\text{それぞれの保険契約の生活用動産について}} \\ \text{すれか低い額} \quad \text{の保険金額の合計額}$$

(4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返します。

- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

- ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

- (2)①に規定
$$\times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{する限度額} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての}} \\ \text{保険金額の合計額}$$

1. 生活用動産

- (2)②に規定
$$\times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{する限度額} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産について}} \\ \text{の保険金額の合計額}$$

(注)(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となつた場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注)専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなす(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約での保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなす、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

5,000万円また この保険契約の専有部分の保険金額
は保険価額のい×それぞれの保険契約の専有部分および
すれか低い額 共用部分についての保険金額の合計額

② 共用部分

5,000万円また この保険契約の共用部分の保険金額
は保険価額のい×それぞれの保険契約の専有部分および
すれか低い額 共用部分についての保険金額の合計額

③ 生活用動産

1,000万円また この保険契約の生活用動産につ
いての保険金額
は保険価額のい×それぞれの保険契約の生活用動
産についての保険金額の合計額

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

この保険契約の専有部分および共用部
分についての保険金額
③①に規定する限度額 × それぞれの保険契約の専有部分および
共用部分についての保険金額の合計額

1. 生活用動産

この保険契約の生活用動産についての保険金額
③②に規定する限度額 × それぞれの保険契約の生活用動産につ
いての保険金額の合計額

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者は被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつ

た場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者は被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づき発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき

き損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなつた場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるとときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合

には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかるわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
- (注)その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者はまたは被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、

この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を

支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生

した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2) 第11条（通知義務）
(2) もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注)既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 損害見積書
④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際

に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)保険価額を含みます。

(注3)第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じな

かった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注)概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規

定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもつて新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65

6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

マンション総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

地震保険契約がマンション総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の払込方法等の特則）

地震保険契約の保険料の払込方法等に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかわらずマンション総合保険普通保険約款基本条項における下表に掲げる各規定を適用するものとします。

① 第2節第1条（保険料の払込方法等）
② 第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③ 第2節第3条（口座振替方式以外への変更）
④ 第2節第4条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑤ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
⑥ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）
⑦ 第5節第8条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、追加または変更に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかわらず、以下の規定を適用します。

- ① 地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。
- ② ①以外の場合には、マンション総合保険普通保険約款基本条項第6節における下表に掲げる各規定を準用するものとします。

ア.	第1条（保険料の返還、追加または変更）
1.	第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
ウ.	第3条（保険料を変更する必要がある場

	合の事故発生時等の取扱い)
I.	第4条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）
オ.	第5条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

③ ②を適用するにあたり、マンション総合保険普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)
	第1節第4条（保険金額の調整）(2)	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)
	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
1.	第6節第1条(5)	地震保険普通保険約款第16条（保険契約の取消し）
ウ.	第6節第1条(6)	地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(1)
I.	第6節第1条(7)	地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
オ.	第6節第1条(8)	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)
	第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(2)または同条(6)
	第5節第5条（重大事由に	地震保険普通保険約款第19

		による保険契約の解除) (1)	条(重大事由による解除) (1)	
カ.	第6節第3条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(5)	第1節第2条(通知義務)(1)	地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(1)	① 地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)(3) ② 地震保険普通保険約款第13条(保険の対象の譲渡)(1)および(2) ③ 地震保険普通保険約款第35条(保険契約者の変更)(2)
		第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)(3)	
キ.	第6節第4条(保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還)	第1節第4条(保険金額の調整)(1)	地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(1)	
ク.	第6節第5条(保険の対象の譲渡等による保険料の返還)	第5節第9条(保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効)(1)	地震保険普通保険約款第15条(保険契約の失効)(1)(2)	

④ ②を適用するにあたり、地震保険普通保険約款を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
ア. 第32条(保険金支払後の保険契約)	終了	失効
イ. 第33条(付帯される保険契約との関係)		

第4条(当会社への通知方法の特則)

- (1) 地震保険普通保険約款第11条(通知義務)
- (1) または第17条(保険金額の調整)の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができるものとします。
- (2) 下表に掲げる各規定において、保険契約者または被保険者から当会社への申出は、書面のほか、当会社の定める通信方法とすることができます。

第5条(保険証券等の不発行の特則)

当会社は保険契約者の申出により、地震保険の保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、地震保険普通保険約款および特約の規定を適用します。

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

- 受付時間：24時間365日

- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110**

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

- 事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

- 火災鑑定人休日急行サービス（休日 午前9時～午後6時）

休日に火災事故が発生した際、鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

住まいの緊急アシスト

- 内容

- ・水回り緊急サービス

トイレ・風呂・台所の水もれ、詰まり等の水回りのトラブルの際に、提携の専門会社を紹介いたします。

- ・カギ開け緊急サービス

外出中にカギを紛失した場合等に、提携の専門会社を紹介いたします。

- 受付時間：24時間365日

- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-855**

※このサービスは保険の対象となる建物（マンション）に居住している方がご利用できます。

※紹介後、専門会社のご利用にかかる費用（出張費・作業料・部品代等）はお客様のご負担となります。

※離島等、一部地域ではご利用できない場合があります。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

●内容

- ①24時間対応可能な緊急医療相談
 - ②夜間・休日に受付を行っている救急病院等の医療機関案内
 - ③様々な診療分野の専門医による予約制専門医相談
 - ④がんの専用相談
 - ⑤転院時の民間救急車の手配等、転院・患者移送時の一連の手配(*1)
- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-708-110**

(*1) 実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。

※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまでご契約が継続している場合で、ご契約者、区分所有者の方（ただし、いずれも法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者・親族（以下、相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。

介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

●内容

- ①電話介護相談
 - ②各種サービスの優待紹介(*1)
 - ・家事代行
 - ・食事宅配
 - ・リフォーム
 - ・見守り・緊急通報システム
 - ・福祉機器
 - ・有料老人ホーム・高齢者住宅
 - ・バリアフリー旅行
 - ③インターネットによる介護情報サービス
(ホームページアドレス www kaigow ne jp)
- 受付時間：①②平日午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）
- ご連絡先：①②フリーダイヤル **0120-428-834**

(*1) 各種サービスのご利用に係る費用は利用者ご自身の負担となります。

※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまでご契約が継続している場合で、ご契約者、区分所有者の方（ただし、いずれも法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者・親族（以下、相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。なお、各種サービスの優待紹介は、相談対象者に限りご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料相談サービス

日頃の様々な悩みのご相談に応じ、あなたのデイリーライフをサポートします。お気軽にご利用ください。

●内容

- ①身の回りの法律に関するご相談(*1)
- ②身の回りの税金に関するご相談(*1)
- ③公的年金等の社会保険に関するご相談(*1)
- ④グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供

●受付時間：

①③ 平日午前10時～午後6時 ② 平日午後2時～午後4時 ④ 平日午前10時～午後4時
(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

●ご連絡先：フリーダイヤル **0120-285-110**

①②につきましてはホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/contractor/service/consul/input.html)からもご連絡いただけます。

(*1) 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまでご契約が
継続している場合で、ご契約者、区分所有者の方（ただし、いずれも法人は除きます。）、または
それらの方の配偶者・親族（以下、相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの
事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限り
ます。

〈P84～P86の各サービスについて〉

※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※各サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスのご利用にあたっては、グループ会社または提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：

24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-691-300

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時

（年末・年始を除く）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp